

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）

<p>今回の改正案</p>	<p>平成二十九年六月二十三日公表の改正案適用後</p>
<p>第二章 国際統一基準行等における開示事項 （単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。</p> <p>一〜九（略）</p> <p>十 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつて いるものを除く。第十条第四項第一号ニ（1）、第十二条第四項第二 号ニ（1）及び第十五条第四項第二号ニ（1）並びに別紙様式第二号第二 十六面及び別紙様式第四号第二十一面を除き、以下同じ。）に関 する次に掲げる事項</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 金利リスクの算定手法の概要</p> <p>十一・十二（略）</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、 連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適</p>	<p>第二章 国際統一基準行等における開示事項 （単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比 率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に 限る。）とする。</p> <p>一〜九（略）</p> <p>十 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつて いるものを除く。第十条第四項第一号ニ（1）、第十二条第四項第二 号ニ（1）及び第十五条第四項第二号ニ（1）並びに別紙様式第二号第二 十六面及び別紙様式第四号第二十一面を除き、以下同じ。）に関 する次に掲げる事項</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要</p> <p>十一・十二（略）</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比 率を算出する銀行にあつては、第四号に掲げる事項に限る。）とす</p>

用しない。

一〇三 (略)

(削る)

5 第一項の定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第二号(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。)により作成するものとする。

6〇8 (略)

(単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 前条第四項(第二号に係る部分に限る。)及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第四項第二号中「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同条第五項中「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第四号」と、「第三十面」とあるのは「第二十四面」と読み替えるものとする。

5 (略)

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事

る。

一〇三 (略)

四 金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

5 第一項の定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第二号(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面に限る。)により作成するものとする。

6〇8 (略)

(単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 前条第四項(第一号及び第三号を除く。)及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第四項第二号中「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同条第五項中「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第四号」と読み替えるものとする。

5 (略)

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事

項)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第二号中「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第三号中「国際統一基準行（銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行（銀行の連結子法人等である銀行を除く。）又は規制外国法人の連結子法人等を除く。）」とあるのは「国際統一基準行（銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等を除く。）」と、同号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

項)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第四号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第二号中「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第三号中「国際統一基準行（銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行（銀行の連結子法人等である銀行を除く。）又は規制外国法人の連結子法人等を除く。）」とあるのは「国際統一基準行（銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等を除く。）」と、同号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 第二条第四項(第二号に係る部分に限る。)及び第五項並びに前条第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号口中「をいう。」第十條及び第十二條において同じ。」「とあるのは「をいう。」と、同条第五項中「別紙様式第二号(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。)」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5 (略)

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第七条 (略)

2・3 (略)

(連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 第二条第四項(第一号及び第三号を除く。)及び第五項並びに前条第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第四号に掲げる事項に限る。)」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号口中「をいう。」第十條及び第十二條において同じ。」「とあるのは「をいう。」と、同条第五項中「別紙様式第二号(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面に限る。)」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第四号並びに第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5 (略)

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第二号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」と、同号口中「自己資本比率告示第百六十七条」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条」と、「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第三号中「国際統一基準行（銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行（銀行の連結子法人等を除く。）又は規制外国法人の連結子法人等を除く。）」とあるのは「国際統一基準持株会社」と、同号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第四号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第二号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」と、同号口中「自己資本比率告示第百六十七条」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条」と、「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第三号中「国際統一基準行（銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行（銀行の連結子法人等である銀行を除く。）又は規制外国法人の連結子法人等を除く。）」とあるのは「国際統一基準持株会社」と、同号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 第二条第四項(第二号に係る部分に限る。)及び第五項並びに前条第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」と、同号口中「自己資本比率告示第百六十七条」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条」と、「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同条第五項中「別紙様式第二号(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。)」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5 (略)

(別紙様式第二号)

(第一面) ~ (第二十九面) (略)

(第三十面)

(別紙)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 第二条第四項(第一号及び第三号を除く。)及び第五項並びに前条第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第四号に掲げる事項に限る。)」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」と、同号口中「自己資本比率告示第百六十七条」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条」と、「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同条第五項中「別紙様式第二号(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面に限る。)」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第四号並びに第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5 (略)

(別紙様式第二号)

(第一面) ~ (第二十九面) (略)

(新設)

<p>(別紙様式第四号)</p> <p>(第一面) ~ (第二十三面) (略)</p> <p><u>(第二十四面)</u></p> <p>(別紙)</p>	<p>(別紙様式第四号)</p> <p>(第一面) ~ (第二十三面) (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

○ 信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）

<p>今回の改正案</p>	<p>平成二十九年六月二十三日公表の改正案適用後</p>
<p>第三章 国際統一基準金庫における開示事項          （単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）          第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつて          いるものを除く。別紙様式第四号第二十六面及び別紙様式第七号          第二十一面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 金利リスクの算定手法の概要</p> <p>十一・十二（略）</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、          連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適          用しない。</p>	<p>第三章 国際統一基準金庫における開示事項          （単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）          第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比          率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に          限る。）とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつて          いるものを除く。別紙様式第四号第二十六面及び別紙様式第七号          第二十一面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要</p> <p>十一・十二（略）</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比          率を算出する場合にあっては、第四号に掲げる事項に限る。）とす          る。</p>



一〇三 (略)

(削る)

5 第一項の定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第四号(連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第一面及び第三十面に限る。)により作成するものとする。

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第六条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第六条第三項」と、同項第三号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第四号(連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第一面及び第三十面に限る。)」とあるのは「別紙様式第四号」と読

一〇三 (略)

四 金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

5 第一項の定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第四号(連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第一面に限る。)により作成するものとする。

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第六条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第四号に掲げる事項に限る。)」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第六条第三項」と、同項第三号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第四号(連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第一面に限る。)」とあるのは「別紙様式第四号」と読み替えるものとする。

み替えるものとする。

5・6 (略)

(単体自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 第六条第四項(第二号に係る部分に限る。)及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、同条第五項中「別紙様式第四号」とあるのは「別紙様式第七号」と、「第三十面」とあるのは「第二十四面」と読み替えるものとする。

(連結自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 第六条第四項(第二号に係る部分に限る。)及び第五項並びに第七条第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第六条第四項及び第五項並びに第七条第四項中「第一項」とあるのは「第九条第一項」と、第六条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同条第五項中「別

5・6 (略)

(単体自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 第六条第四項(第一号及び第三号を除く。)及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、同条第五項中「別紙様式第四号」とあるのは「別紙様式第七号」と読み替えるものとする。

(連結自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 第六条第四項(第一号及び第三号を除く。)及び第五項並びに第七条第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第六条第四項及び第五項並びに第七条第四項中「第一項」とあるのは「第九条第一項」と、第六条第四項中「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第四号に掲げる事項に限る。)」とあるのは「次に掲げる事項」と、同条第五項中「別紙様式第四号(連結

紙様式第四号（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」「とあるのは「別紙様式第七号」と、第七条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第六条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5 (略)

(別紙様式第四号)

(第一面) ～ (第二十九面) (略)

(第三十面)

(別紙)

(別紙様式第七号)

(第一面) ～ (第二十三面) (略)

(第二十四面)

(別紙)

自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面に限る。）」「とあるのは「別紙様式第七号」と、第七条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第六条第四項第二号及び第四号並びに第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5 (略)

(別紙様式第四号)

(第一面) ～ (第二十九面) (略)

(新設)

(別紙様式第七号)

(第一面) ～ (第二十三面) (略)

(新設)